

参考資料

「都市型軽費老人ホーム」について

○「東京都軽費老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例」を社会福祉法第65条第1項の規定に基づき制定（平成24年東京都条例第114号）（施行日）平成24年4月1日

区分	「都市型軽費老人ホーム」の最低基準	「軽費老人ホーム（ケアハウス）」の基準
1 入所定員 (第37条)	20人以下	(上限なし)
2 設備関係 (第38条)	建物は、耐火又は準耐火建築物。 ただし、知事が認めた場合を除く。	(同左)
居室	○個室 7.43㎡以上(収納設備を除く。) (緊急ブザー等を設けること。)	個室 21.6㎡以上
共有部分	○食堂、便所、浴室、宿直室 ※調理を委託する場合、調理室を設けないこともできる。 ・食堂等の共用部分に自炊を行うことができる調理設備を設ける。 ・施設内一斉に放送できる設備を設置すること。	食堂、談話室・集会室、宿直室、 便所、浴室、調理室、面談室
3 人員関係 (第36条)	施設長 (常勤1) 兼務可 生活相談員 (常勤1以上) 兼務可 介護職員 (常勤換算1以上) ※事務員、栄養士や調理員は、サービスに支障がない場合は、置かないことができる。 ※夜間及び深夜に1以上の職員が夜勤又は宿直	施設長(常勤1) 生活相談員(常勤1)120:1 介護職員(常勤1)30:1 栄養士(1)(40人以下0人) 事務員、調理員、その他適宜

○整備地域 ※首都圏整備法第2条第3項に規定する既成市街地

既成市街地等（東京都 23区、武蔵野市の全域、三鷹市の特定の区域）

○平成30年度整備費補助額(予定) 1人当たり

		併設加算なし	併設加算あり
工事区分	創設・買収	400万円	500万円
	改修	280万円	350万円

(注) 都の定める施設等を併設した場合、補助単価に加算を行う。

\*整備費補助：都 ⇒ 区市 ⇒ 事業者